

宮城県防災会議 第2回地震対策等専門部会

主な協議事項

(宮城県地域防災計画 地震対策編・津波対策編)

1. 対象とする地震について
2. 防災知識の普及について(住民の自主避難行動)
3. 自主防災組織・ボランティアの受入れについて
4. 相互応援体制の充実・強化について
5. 災害時要援護者対策について
6. 情報通信体制の充実・強化について
7. 防災知識の普及について(ドライバーへの啓発)
8. 複合災害について
9. 災害教訓の伝承について

1. 対象とする地震について

【地震対策編】

(前回専門部会での御意見)

- ・ 想定する地震の表現の中にスラブ内地震の言葉を入れた方がよいのではないか。
- ・ 津波は丁寧に書いているが、地震はテクニカルタームが出ているだけとなっているので、もう少し検討してほしい。

(事務局案の記載内容)

地震対策編 第2章 災害予防対策 第1節 総則

第3 対象とする地震の考え方

地震対策を講じるに当たり、科学的知見を踏まえ、以下の地震を想定する。

1 発生確率は低い海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動 (東北地方太平洋沖地震)

2 構造物、施設等の供用期間中に数度程度発生する確率を持つ地震動 (宮城県沖地震(単独・連動)、プレート内部で生じるスラブ内地震)

3 発生確率は低い内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動 (長町ー利府線断層帯の地震)

構造物・施設等は、宮城県沖地震(単独・連動)やプレート内部で生じるスラブ内地震クラスの地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、東北地方太平洋沖地震や長町ー利府線断層帯の地震クラスの高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする

さらに、構造物・施設等のうち、いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対応活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの、広域における経済活動に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、多数の人数を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

なお、本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定の下に作成するものであるが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意する。

上記、事務局案の表現に対し、追加・修正する事項はありますか。

2. 防災知識の普及について(住民の自主避難行動)

【津波対策編】

(前回専門部会での御意見)

- ・地域防災力の向上の中に、住民の自主避難行動の必要性がわかるようなことを盛り込むべきではないか。

(事務局案の記載内容)

津波対策編 第1章 総則

第1節 計画の目的と構成

強い揺れや長い揺れを感じた場合や津波警報等が発表された場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、県民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指していく。

津波対策編 第2章 災害予防対策 第9節 防災知識の普及

第2 防災知識の普及, 徹底

2 住民への防災知識の普及

(3) 普及・啓発の実施

【住民等への普及・啓発を図る事項】

⑤避難行動に関する知識

- ・ 宮城県の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があること
- ・ 強い地震(震度4程度)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- ・ 大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
- ・ 標高が低い場所や沿岸部では津波警報でも避難すること
- ・ 海岸保全施設等より海側にいる人は津波注意報でも避難すること
- ・ 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- ・ 自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと
- ・ 津波が河川を遡上すること
- ・ 津波警報が解除されるなど、安全が確認されるまでは避難行動を続けること
- ・ 各地域における避難地及び避難路に関する知識 など

上記、事務局案の表現に対し、追加・修正する事項はありますか。

3. 自主防災組織・ボランティアの受入れについて

【津波対策編】【地震対策編】

(前回専門部会での御意見)

- ・消防団員の方の被害も含めて、自助、共助の部分にどこまで期待するのか。自主防災組織は何をやるべきか、ということを決めておくといよい。
- ・自主防災組織の育成・指導について、自主防災組織の相互連携を目的として、災害に強い市民フォーラムを実施してきたが、自主防災組織の育成・指導のやり方として、相互に自主防災組織の活動を共有しあうということが必要だと思う。
- ・今回震災後に様々な NPO・NGO が入ってきた。その中で、みやぎ連携復興センターが自発的に立ち上がり、NPO、企業、地域のつながりなどを支援してきた。県及び市町村がどう関わるかを含めて書いてほしい。

(事務局案の記載内容)

津波対策編 第2章 災害予防対策 第11節 自主防災組織の育成
地震対策編 第2章 災害予防対策 第12節 自主防災組織の育成

第3 自主防災組織の育成・指導

2 市町村の役割

- (3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材の配備について考慮する。
- (4) 市町村は地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、市町村自主防災組織連絡協議会等の設置について検討する。

津波対策編 第2章 災害予防対策 第11節 自主防災組織の育成
地震対策編 第2章 災害予防対策 第12節 自主防災組織の育成

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

- (1) 訓練の実施
- (2) 防災点検の実施
- (3) 防災用資機材の整備・点検
- (4) 災害時要援護者の情報把握・共有

2 地震・津波発生時の活動

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 出火防止及び初期消火
- (3) 救出・救護活動の実施
- (4) 避難の実施
- (5) 給食・救援物資の配布及びその協力

第3 災害ボランティア活動の環境整備

県及び市町村は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。

第5 一般ボランティアの受入体制

2 行政の支援

(2) 活動支援及びリーダーの育成

県及び市町村は、平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力し、発災時の災害ボランティアとの連携について検討する。

上記、事務局案の表現に対し、追加・修正する事項はありますか。

4. 相互応援体制の充実・強化について

【津波対策編】【地震対策編】

(前回専門部会での御意見)

- ・ 受援計画を考える中では、広域的な受援計画を県としてどうするかということが大きな課題としてある。南海・東南海地震に対応する西側の受援計画を考慮する上で、将来的には、関西広域連合が行った支援のような取組を、県として今後西側に対してどういうことを考えているのかといった頭出しくらいには入れておいた方がよいのではないか。

(事務局案の記載内容)

津波対策編 第2章 災害予防対策 第19節 相互応援体制の整備

地震対策編 第2章 災害予防対策 第19節 相互応援体制の整備

第7 他都道府県との応援体制の整備

5 相互応援体制の整備

(1) 受援計画の作成

県は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。併せて、国の関係機関、海外等からの支援を含む、他機関からの応援を受け入れるための受援計画を作成する。

(2) 連携体制の構築

県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(3) 平常時からの連携

県は、平常時から協定を締結した都道府県との間で、訓練、情報交換等を実施し、応援受入体制の整備を図る。

(4) 専門職の確保対策

東日本大震災の際には、応援自治体において対応が可能な職員数が限られている技術職(電気職、機械職、保健師の長期派遣など)は、必要な支援が得られないという課題がみられたことから、県は、災害時に人材不足が想定される専門職をあらかじめ明確にしておき、個別に応援県と人的支援を協議するのではなく、広域で人的派遣ができるような機能を持つ組織を全国知事会等と協力して設置すること等を検討する。

(5) 他都道府県被災時の応援体制

県は、他都道府県において災害が発生した際には、応援協定等により必要な支援が円滑に行える体制の整備に努める。

第3 市町村間の応援協定

3 遠方の市町村間の相互応援協定

市町村は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

第15 関係団体との連携強化

県及び市町村は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

上記、事務局案の表現に対し、追加・修正する事項はありますか。

5. 災害時要援護者対策について

【津波対策編】【地震対策編】

(前回専門部会での御意見)

- ・いろいろな手段を用いて高齢者等要援護者に情報を伝わるようにする必要がある。高齢者の方は、携帯電話やインターネット等は慣れないので、シンプルなもので伝える必要がある。防災無線も環境によって聞こえにくいということがあるので、防災ラジオなど受信できるものがよいのではないか。広報についても、具体的なものがよい。
- ・要援護者の個人情報について、「個人情報の扱いについて検討する」というような一文を入れてほしい。
- ・要援護者の情報収集について、震災前は個人情報保護ということで、対象者の情報が得られるまでに時間がかかった。震災時はうまく機能しなかった。そういう現状にあった。

(事務局案の記載内容)

津波対策編 第2章 災害予防対策 第16節 情報通信網の整備

地震対策編 第2章 災害予防対策 第16節 情報通信網の整備

第3 市町村における災害通信網の整備

4 地域住民等に対する通信手段の整備

(3) 災害時要援護者への配慮

市町村は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、災害時要援護者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

津波対策編 第2章 災害予防対策 第11節 自主防災組織の育成

地震対策編 第2章 災害予防対策 第12節 自主防災組織の育成

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(4) 災害時要援護者の情報把握・共有

高齢者、障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、災害時要援護者の了解を得た上で、平常時より災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

津波対策編 第2章 災害予防対策 第24節 避難収容対策

地震対策編 第2章 災害予防対策 第24節 避難収容対策

第2 避難所の確保

6 避難所の運営・管理

(7) 市町村は、避難者情報の収集に際し、個人情報を保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で実施ルールを定めるよう努める。

第3 高齢者，障害者等への対応

2 在宅の要援護者の災害予防対策

(1) 要援護者の把握

市町村は、災害による犠牲者となりやすい要援護者の把握に努め、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

ロ 所在情報の管理

(ハ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めると共に、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

上記、事務局案の表現に対し、追加・修正する事項はありますか。

6. 情報通信体制の充実・強化について

【津波対策編】【地震対策編】

(事務局案の記載内容)

津波対策編 第2章 災害予防対策 第7節 ライフライン施設等の予防対策

地震対策編 第2章 災害予防対策 第8節 ライフライン施設等の予防対策

第7 電信・電話施設

1 設備の災害予防

電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、**県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備**を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、**電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。**

津波対策編 第2章 災害予防対策 第9節 防災知識の普及

地震対策編 第2章 災害予防対策 第10節 防災知識の普及

第2 防災知識の普及、徹底

2 住民への防災知識の普及

(5) 災害時の連絡方法の普及

イ 災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話株式会社宮城支店は、災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「web171」の利用推進を図り、**県及び市町村は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。**

ロ 災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービスなどの普及を促進する。

上記、事務局案の表現に対し、追加・修正する事項はありますか。

7. 防災知識の普及について(ドライバーへの啓発)

【津波対策編】【地震対策編】

(事務局案の記載内容)

津波対策編 第2章 災害予防対策 第9節 防災知識の普及

第2 防災知識の普及、徹底

5 ドライバーへの啓発

(1) 徒歩による避難の原則の徹底

県及び沿岸市町は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

その中で、津波発生時には、地震に伴う道路の損傷や一人一人の自動車の使用により渋滞を招く可能性があることなど、ドライバーに対し、自動車による避難のデメリットを徹底的に周知する。

(2) 運転中における発災時の対応の周知

県及び沿岸市町は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

上記、事務局案の表現に対し、追加・修正する事項はありますか。

8. 複合災害について

(事務局案の記載内容)

【津波対策編】【地震対策編】

津波対策編 第2章 災害予防対策 第27節 複合災害対策

地震対策編 第2章 災害予防対策 第27節 複合災害対策

第1 目的

大規模災害から県民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

第2 複合災害の応急対策への備え

県、市町村及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

第3 複合災害に関する防災活動

1 訓練の実施

県、市町村及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 複合災害に関する知識の普及啓発

県は、複合災害時における県民の災害予防又は災害応急措置等、原子力災害を含む複合災害の防災に関する知識の普及・啓発に努める。

上記、事務局案の表現に対し、追加・修正する事項はありますか。

9. 災害教訓の伝承について

【津波対策編】【地震対策編】

(事務局案の記載内容)

津波対策編 第2章 災害予防対策 第9節 防災知識の普及

地震対策編 第2章 災害予防対策 第10節 防災知識の普及

第6 災害教訓の伝承

東日本大震災の教訓を活かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

1 資料の収集及び公開

県及び市町村は、国と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

2 伝承機会の定期的な実施

県及び市町村は、学校等教育機関、企業、NPO等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、県民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

3 石碑やモニュメントの継承

県及び市町村は、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

4 伝承の取組

県民は、自ら災害教訓の伝承に努める。県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

津波対策編 第4章 災害復旧・復興対策 第8節 災害対応の検証

地震対策編 第4章 災害復旧・復興対策 第8節 災害対応の検証

第1 目的

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害発生時の応急対策による取組みが、県民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより、県、市町村の防災体制の向上や、県民一人一人の防災意識の向上など、防災に関する取り組みの推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

そのため、過去の大災害等については、時間の経過に伴う風化や災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

第7 災害教訓の伝承

作成する報告書や記録集等、検証に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、県民生活への影響、社会経済への影響など、災害

の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用するなど、県民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。

上記、事務局案の表現に対し、追加・修正する事項はありますか。